

### 3. 町村自治の確立

( 内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・  
厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省 )

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、国は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。

#### 1. 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

(1) 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。

(2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。

その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

(3) 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、町村に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。

地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、町村においては、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。特に、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は新たに設けないこととし、既存の計画についても統廃合等の見直

しを進めること。

さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

(4) 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

## 2. 地方分権改革に関する「提案募集方式」

(1) 地方からの提案については、可能な限り実現すること。

(2) 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。

3. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。

4. 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

5. 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

6. 道州制は導入しないこと。